

自然関連情報開示に関する G7ANPE ディスカッションペーパー (仮訳)

G7ANPE は、企業や金融機関による自然関連のリスク、依存関係、影響、機会の開示を促進・奨励し、自主的な開示を含む一貫性と比較可能性を促進するために、2023 年 5 月 30 日のワークショップにおいて、開示における潜在的な要素と政府の役割について議論しました。ワークショップの概要は以下のとおりである。

G7ANPE メンバーは、自然及び生物多様性のリスクの重要性及び関連する開示の価値を認識し、様々なアプローチを取っている。メンバーは、国内法の枠組みに従い、グローバル生物多様性フレームワーク(GBF)の T15(a)に沿って適切な行動をとることに合意する。

ますます多くの企業が、公平な競争条件を考慮して、政府が開示に関して役割を果たすことを求めている。一方、気候と自然の開示のためのさまざまな枠組み、基準、規制、方法論、及びプログラムが、国際レベルを含めて現在開発され、また使用されている。

こうした状況を踏まえ、GBF のターゲット 15(a)に沿った適切な行動を特定する必要性から、G7ANPE は、基準設定機関、企業、政府、その他の様々な関係者が関与する自然関連の開示に関連するトピックに関する加盟国・地域のさまざまな視点をまとめた。このディスカッションペーパーが、フレームワーク、標準、方法論、およびプログラムのさらなる発展に貢献することを目指している。G7ANPE は、開示と GBF ターゲット 15(a)をサポートするためのいくつかの考えられるメカニズムの 1 つであり、2023 年 9 月に予定されている自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)フレームワークの公開に間に合うように見解をまとめた。この文書は、将来的に利害関係者やパートナーを巻き込んだ議論を含め、更新される可能性がある。

1. 開示トピック

ワークショップの議論の一環として、一部の G7ANPE メンバーは、自然と生物多様性に関する開示の枠組みの鍵となる要素として、以下の要素のうちの 1 つ以上を特定した。

(1) 生物多様性や自然がビジネスにとって、ビジネスに直結する生態系サービスと同様に重要であると考えられる理由。

(2) 生物多様性、自然、生態系サービスに関連するビジネスリスク、依存関係、影響、機会、及び生物多様性とその期間に対する短期、中期、長期の影響を考慮する方法。できれば上流と下流、及び資金調達活動を含むこと。大企業や多国籍企業や金融機関に重点を置いた企業の規模は、考慮ための要素になり得る。

(3) リスク、依存関係、影響を変更したり、ターゲット、生物多様性関連の戦略、ガイドライン、サプライチェーンとバリューチェーンをカバーするこれらの戦略に割り当てられたリソースを含むコミットメントを確立したりするために取られ、予定される具体的な措置と行動。

(4) リスク、依存関係、影響、機会を、上流と下流のリスク、依存関係、影響、機会とともに、空間と時間で明示的に明確に特定する方法。

(5) 生物多様性、自然、生態系サービスに関するリスク、依存関係、影響、機会を測定及び管理するための企業レベル、上級管理職、及び中間管理職の主要業績評価指標(KPI)と、生物多様性、自然、生態系サービスに関連するリスク、依存関係、影響、機会、及びこれらのパフォーマンス結果を評価及び管理するための短期、中期、長期の目標を開発することの重要性。

(6) 生物多様性、自然、生態系サービスに関連するリスク、依存関係、影響、機会を測定する企業がバナンスを詳述する方法。

(7) 生物多様性、自然、生態系サービスに関する情報と、気候変動、汚染、資源効率、及びそれらの相互作用や補完性を含むコアビジネス KPI に関する情報を同時に考慮し、統合的に開示する方

法。

(8) 生物多様性、自然、生態系サービスに関する情報を企業価値の創出に結びつけ、その情報を利用して自然を資本として理解する方法。

(9) 国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)などの国際基準設定主体に裏打ちされ、目的に応じた国やその他の規制制度に合致した投資家マテリアリティ・アプローチなど、リスク、依存関係、影響、機会を評価するための開示の枠組みや評価方法を選択する方法。

(10) 外部の利害関係者やパートナーとのコミュニケーションなどを通じて、開示を可能な限り透明かつ明確にする方法。

(11) 情報開示方法を継続的に維持・改善し、設定した目標に対するパフォーマンスをモニタリングする方法。

(12) 企業間の比較の難しさを認識しつつ、自然関連のリスク、依存関係、影響、機会を捉えたり特定したり、管理したりするための、定量的な評価と再現性のある安定した方法論のために払うべき十分な努力。

2. 政府が担い得る役割

政府の役割は政治的、法的、経済的状況によって異なるが、ワークショップの議論の一環として、G7ANPE メンバーは、政府が担い得る役割として、次の1つ以上を特定した。

(13) CBDの締約国は、GBFのターゲット15の文言が、純粹に自発的なアプローチでは不十分であり、ビジネスを奨励及び可能にするために、特に大規模で多国籍な企業や金融機関が生物多様性へのリスク、依存関係、影響を定期的に監視、評価、及び透明性を持って開示することを確実にするために、事業、サプライチェーン、バリューチェーン、ポートフォリオに沿ったすべての大企業、多国籍企業、金融機関のための要求を含む法的、行政的、又は政策的措置を講じるべきことを意味していると考えている。公平な競争条件を確保することの重要性を考慮することにより、政府は、企業や金融機関が生物多様性、自然、生態系サービスに対するリスク、依存性、影響を監視、評価、開示しやすくするためのツールについて、企業や金融機関の意識を高めることの手助けを行い得る。

(14) 政府、企業、主要な利害関係者、パートナーは、調和に向けて協力し、開示基準の調整と相互運用性について話し合うことができる。

(15) 政府は、関連するグローバル、地域、及び国のビジネス連盟と協力して、データ収集、集約、モデリング、管理、利害関係者、パートナー、及び一般市民へのアクセスに関するベストプラクティスの開発と普及を支援し得る。

(16) 政府は、可能な限り公平な競争の場を醸成し、開示された情報の比較可能性を促進する方法で、企業が自然関連情報を定期的に監視、評価、及び透過的に開示することを保証、インセンティブ、又は支援するための法的、行政的、又は政策的措置を実施し得る。

(17) 自然関連の開示は、国の環境経済統計や自然資本勘定から益を得て、また貢献する可能性がある。